

1 議 事 日 程 (第 3 日)

(令和 2 年第 1 回有田川町議会定例会)

令和 2 年 3 月 2 4 日

午前 9 時 3 0 分開議

於 議 場

- | | | |
|--------|----------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 発委第 1 号 | 有田川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 6 号 | 令和 2 年度有田川町一般会計予算 |
| 日程第 3 | 議案第 7 号 | 令和 2 年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第 4 | 議案第 8 号 | 令和 2 年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 5 | 議案第 9 号 | 令和 2 年度有田川町介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第 10 号 | 令和 2 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第 11 号 | 令和 2 年度有田川町簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第 12 号 | 令和 2 年度有田川町公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第 13 号 | 令和 2 年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第 10 | 議案第 14 号 | 令和 2 年度有田川町簡易排水事業特別会計予算 |
| 日程第 11 | 議案第 15 号 | 令和 2 年度有田川町浄化槽事業特別会計予算 |
| 日程第 12 | 議案第 16 号 | 令和 2 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算 |
| 日程第 13 | 議案第 17 号 | 令和 2 年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第 14 | 議案第 18 号 | 令和 2 年度有田川町粟生財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第 15 | 議案第 19 号 | 令和 2 年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第 16 | 議案第 20 号 | 令和 2 年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第 17 | 議案第 21 号 | 令和 2 年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算 |
| 日程第 18 | 議案第 22 号 | 令和 2 年度有田川町水道事業会計予算 |
| 日程第 19 | 議案第 23 号 | 有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 20 | 議案第 24 号 | 有田川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 21 | 議案第 25 号 | 有田川町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 22 | 議案第 26 号 | 有田川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 23 | 議案第 27 号 | 有田川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 24 | 議案第 28 号 | 有田川町営きび住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 25 | 議案第 29 号 | 有田川町立学校に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 26 | 議案第 30 号 | 有田川町へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第27 議案第31号 有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第32号 有田川町地域交流センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第33号 有田川町水道事業及び簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第34号 有田川町辺地総合整備計画の策定について
- 日程第31 議案第35号 有田川町道路線の変更について
- 日程第32 議案第36号 有田川町立金屋図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第37号 財産の無償貸付について
- 日程第34 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第35 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第36 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 選挙第1号 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長辞職の件
- 追加日程第4 選挙第2号 副議長の選挙
- 日程第37 常任委員の選任
- 追加日程第5 下水道事業対策特別委員の辞任の件
- 追加日程第6 議会広報編集特別委員の辞任の件
- 追加日程第7 下水道事業対策特別委員会の定数の変更について
- 日程第38 議会運営委員の選任
- 追加日程第8 選挙第3号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第39 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第40 常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第41 特別委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第42 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	堀江真智子	2番	増谷憲
3番	椿原竜二	4番	中島詳裕
5番	星田仁志	6番	片畑進之
7番	谷畑進	8番	小林英世
9番	林宣男	10番	殿井堯
11番	佐々木裕哲	12番	岡省吾
13番	森谷信哉	14番	新家弘

15番 湊 正 剛

16番 亀 井 次 男

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

3番 椿 原 竜 二

14番 新 家 弘

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	坂 頭 徳 彦
住民税務部長	山 田 展 生	福祉保健部長	前久保 眞 次
総務政策部長	中 裕 準	消 防 長	栗 栖 誠
産業振興部長	森 田 栄 一	建設環境部長	鈴 木 幸 敏
総 務 課 長	竹 中 幸 生	財 務 課 長	中 屋 正 也
企画調整課長	細 野 正 人	教 育 長	楠 木 茂
教 育 部 長	井 上 光 生		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長 一ツ田 友 也 書 記 細 野 鶴 子

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（殿井 堯）

おはようございます。

ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、本日の説明員は、町長ほか12人であります。

……………日程第1 発委第1号……………

○議長（殿井 堯）

日程第1、発委第1号、有田川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、提出者、議会運営委員会委員長より、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、森谷信哉君。

○議会運営委員会委員長（森谷信哉）

おはようございます。

議長の指名により、有田川町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について、提案理由の御説明を申し上げます。

議員にとって、議会活動を住民の方にわかりやすく知らせ、また、住民の方の声をよく聞いて町政に生かしていくことは重要な責務であります。

現在、議会広報誌の発行は特別委員会が担っておりますが、重要な責務を十分果た

していくためには、常任委員会活動が必要であると鑑み、委員会条例を改正することになりました。

改正内容の1点目は、第2条に広報広聴常任委員会を追加し、定数は6人、所管内容は議会情報の広報及び広聴に関する事項としております。2点目は、第7条に常任委員会定数が議員定数を上回るため、複数の常任委員会へ所属する場合の制限事項を追加いたしました。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（殿井 堯）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第2 議案第6号……………

○議長（殿井 堯）

日程第2、議案第6号、令和2年度有田川町一般会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

議案第6号、令和2年度有田川町一般会計予算について質疑をさせていただきます。

まず、1点目は地方交付税の基準財政需要額の算定基礎に一般行政経費として、地域社会再生事業費が入っているということでありますが、当町ではどのくらいの需要額として見込まれているのか御説明いただきたいと思っております。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

現段階で約5,000万円を見込んでおります。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、まち・ひと・しごと創生事業が見直しをされ、地域の元気創造事業の行革努力分にあった、職員数削減率が廃止をされたと思います。

また、人口減少等特別対策事業費の取り組みの必要度から、取り組みの成果へ5年間かけて移行するということになっていると聞いておりますが、成果算定は交付税の趣旨に本来反するもので、必要度というふうな形ですべきであると思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

取り組みの成果の算定方法がまだ精査中であるので、どのような結果になるのかわかりませんが、国の地方財政収支では、増減額ゼロ%となっているもので、前年度並みで、うちとしては見込んでおります。

必要度、成果については、現時点では当町にどのような影響が出るかというところがまだ判断できないことでもありますので、今後については算定内容を注視していきたいと、このように考えております。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、新規でマイナンバーカードの交付を受けた場合、プレミア率25%、マイナポイントが実施されます。そのための予算も組んでおられますが、マイナンバーカードをクレジットカードのように使うというもので、キャッシュレスのポイント還元が切れた後に、今度はマイナポイントで利用するというものでありますが、ポイントが付与される期間は9月から来年の3月末までとお聞きしております。本来、この導入の狙いというのは景気対策よりも、マイナンバーカードの普及が全人口の15%にとどまっているため、7月末までに三、四千万枚、2020年度末までに六、七千万枚に持っていきようとしております。交付の店舗は全国平均で今の6倍から10倍に引き上げないとなりませんが、しかしセキュリティ上の問題を受けたときの対処や、町民への苦情への対応など、事務負担がふえるというふうに考えますが、どうでしょうか。

また、当町での現在の発行枚数と来年度の7月、年度末目標数はどのようになっているかお聞きしたいと思います。そして、マイナポイント額は幾らになるのでしょうか。御説明をいただきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

マイナンバーカードのセキュリティ対策ですけれども、幾つか対策を講じられています。例として、紛失、盗難の場合、24時間、365日体制で一時利用停止が可能となっています。また、アプリごとに暗証番号を設定して、一定回数間違えると機能がロックされるような状態となっています。

また、不正に情報を盗みだそうとすると、ICチップ自体が壊れる仕組みとなっている等、講じられていると考えております。また、発行枚数がふえると、事務量増加が考えられますが、状況を見ながら課を挙げてでも、粛々と事務を行っていきたいと考えております。

また、苦情につきましては、国の通知でありますとか、また判断に迷うときは、国、県などに助言を求めて、適切に対応していきたいと考えております。

令和2年の3月1日現在の発行枚数ですが、当町は2,573枚でございます。県より求められている計画目標枚数ですけれども、令和2年7月では発行枚数6,240枚、令和3年3月末時点では1万2,540枚の目標設定となっております。以上でございます。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

私のほうからは、マイナポイントの額についてでございますが、プレミア率25%のポイントが加算されるということでございまして、1人当たり最大5,000円が上限で、例えば、1,000円で250円、1万円で2,500円、最大2万円で5,000のポイントがつくと、このようになっております。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画についてであります。昨年もお聞きしたんですが、令和3年3月末までと計画が一応なっていると聞いていますが、1つ目として、女性の受験割合を50%に引き上げる。2つ目として班長以上の女性割合を25%の目標を持っている。3つ目に育児休業を取得する男性職員の割合を10%以上とする。4つ目として、年次有給休暇を取得しやすいようにするという目標を掲げておりますが、これの進捗状況をお聞きしたいと思います。どうで

しょうか。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

女性の当町への受験割合につきましては、令和元年度は40%で、過去3年間では36%から40%となっております。目標の50%には到達しておりませんが、今後町ホームページや採用説明会などの開催により、女性の受験者割合の引き上げに取り組んでいきたいと、このように考えております。

また、班長以上の役職への女性の割合についてですけれども、令和元年度は17%でありまして、ここ数年は微増ではありますが、上昇しております。ただ、まだ目標には達しておりませんが、今後も人事評価制度を活用しながら、優秀な女性の登用を行っていききたいと、このように考えております。

続きまして、育児休業取得の男性職員についてですが、残念ながら現在、取得した実績はございません。目標達成についてはかなり難しい面もございますが、今後も周知を行い、男性職員においても取得しやすい環境づくりに努めてまいりたいと、このように思います。

また年次休暇の取得についてでございますが、令和元年度は一般事務職員で年平均11.1日となっております。今後も部課長等を通じ、取得の推進を図っていききたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、保育の無償化についてであります。昨年度は子ども・子育て支援臨時交付金で国が負担しておりましたが、令和2年度からは地方消費税収によって、地方の負担となっていると思うんですが、その点はいかがでしょうか。確認させてください。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

保育の無償化に対する令和2年度からの地方負担ということであろうかと思いますが、地方財政計画の中では普通交付税で子どもの人数により算定されるということになっております。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、土曜保育にかかわってですが、公定価格というのが決められまして、土曜日

を含む300日で積算されるようになったと思います。ですから、土曜日を閉所すると減算調整になると思います。減算調整の試算はされているのでしょうか。されているとすれば示していただきたいし、また国に対して減算調整をやめるということや、保育士の配置基準をふやすなど、要望すべきではありませんか。いかがでしょうか。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

増谷議員の質疑にお答えいたします。町立の保育所においては土曜日も開所しております。したがって、減算調整は行っておりません。

また、必要な保育士の配置基準を満たしておりますので、国への要望を行う予定もありません。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、放課後等デイサービス事業の報酬単価についてであります。下がったとお聞きしているんですが、どのくらい引き下げたのかお聞きしたいと思います。

また子どもの障害の状況を点数化して、2つの区分を設けた結果、事務所の報酬単価が下がっているとすれば、どのくらい下がっているのか示していただきたいと思えます。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

報酬単価ですが、通常時間での加算分を含めて、約22単位下がっております。有田川町の利用者の主な利用している事業所については、今回の改定による報酬単価は下がっておりません。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、難病患者の問題であります。総合支援法の対象ということであるんですが、なかなか周知徹底されていないんじゃないかと思うんですが、情報提供とともに、福祉サービスが受けられるように、改めて周知していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

その件については、町のホームページ、広報紙等でこれからも記載して、サービスの提供の周知を行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、未婚のひとり親への寡婦控除の適用が認められました。どのような改正になったのかということです。また、扶養家族の子どもがない場合、婚姻歴のある寡婦は子どもが扶養から外れても、寡婦控除が認められますが、死別の場合、一生涯適用され、離別の場合は扶養親族がいる限りに適用となります。未婚のひとり親は対象外となっておりますが、予想対象人数はいかがでしょうか。

○議長（殿井 堯）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

令和3年度以後の個人住民税について、未婚のひとり親に対する寡婦控除の見直しが実施されます。令和2年度までは未婚のひとり親には寡婦控除が適用されませんでした。今回の改正によりすべてのひとり親家庭に対し、公平な税制が実現します。

有田川町では新たに10名程度の方がひとり親控除の対象となる見込みでございます。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

この点については、制度改正になったので、広報等で周知徹底を求めておきたいと思っております。

それで、ひとり親控除ということで、今の制度は配偶者と死別または離別後、婚姻していないひとり親に対しては年間所得から一定額を控除し、税負担を軽くすることですが、これまで婚姻歴のない未婚のひとり親については、寡婦の対象になっておりませんでしたので、今回の改正で子どもを扶養するひとり親の場合、婚姻歴の有無や男女の性別による差がなくなりました。ただし、年間500万円の所得制限がすべての対象者に適用されますので、事実婚のひとり親は対象外であります。これに適用する予想人数はいかがでしょうか。

○議長（殿井 堯）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

現在、寡婦控除が適用されている方は全体で700名程度でございます。そのうち、500万円以上の方が4名います。この4名の方が寡婦控除が適用されなくなる見込みでございます。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

4人ということでお聞きしました。

次に、ごみ出しの問題であるんですが、ごみ出しが困難な高齢者や障害者などの世帯に対して、町が行うごみ出し支援事業を特別交付税の対象に加えておると聞いておりますが、そうであれば制度化すべきではないかということなんですが、いかがでしょうか。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

どのような支援ができるのか、福祉保健部とも連携をとりながら研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、緊急浚渫推進事業というのが創設されたと思います。自治体が単独事業として人家への危険度の高い河川等の緊急的なしゅんせつを支援するということではありますが、今回、地方債の対象となり、元利償還金に対する交付税措置が70%で、2024年度までの5年間という期限付きであります。市町村が使えるならば、手を挙げて申請されたらいかがかと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

本年度、令和2年度から創設された新規事業であります。本町の管理する河川の流下能力の確保等について、事業対象となる箇所があれば、今後、必要に応じて検討していきたいと考えております。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、国道交通省の関係で、危機管理型ハード対策ということで、堤防から水があ

ふれてしまった場合でも、堤防が壊れてしまうので、時間を少しでも引き延ばそうとして、とりあえず2016年度から2021年度で堤防の一番高いところの保護と、堤防裏の一番下の部分の補強を1,800キロメートルを行うということですが、2020年度は年度途中でも災害復旧に合わせた施設の機能向上を行う場合に限り、予算を緊急的に必要となった事前防災対策も加えることになりましたが、当町ではこういうことが使えないのかどうか、いかがでしょうか。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

この事業は国直轄の河川、1,800キロメートルに現在、計画されているものでございます。和歌山県では紀ノ川、熊野川で事業が進められております。そのため、本町に関係する河川につきましては、現時点では本事業の対象となっております。以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

自治体を実施する河道掘削についてであります。河川の本流と支流の合流点や川幅が狭くなる区間を集中的、重点的に支援するということですが、交付金から切り離して、個別補助制度の創設となります。対象は事業費が5億円以上で、おおむね5年以内に完了となって、浸水想定区域が公表もしくは公表見込みの河川となっておりますが、事業として見込めないのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

この事業は浸水想定区域が公表された河川が対象となっております。本町で対象となるのは有田川となりますので、規模的、5億円以上という要件にも該当する事業があれば、県に対して要望していきたいと思っています。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、住宅・建築物耐震改修事業補助金であります。昨年度、県は代理受領制度をつくっておりますが、当町においても、この受領制度が使えるようになっているのかどうか確認させてください。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

本町におきましても、平成31年4月、本年度から代理受領制度を実施しております。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

最後の質疑になりますが、消防職員の関係であります、全国的に18年度の数値をもって、届いていないというふうにお聞きしますが、災害のたびに災害復旧や復興の足かせとなり、人員確保が求められております。

当町での消防力の基準人員は94人ありますが、現在、68人で、条例定数は71人で、これでも75.5%ありますが、今年度末で7人が退職し、4人採用とお聞きしていますが、これでは元年度よりも人員が減ることになってしまいます。当面は現定数人員まで早急に引き上げる必要があるのではないかと思います。令和2年度末で退職予想と採用予定数は改めて、その数でいいのかを含めてお願いします。

○議長（殿井 堯）

消防長、栗栖誠君。

○消防長（栗栖 誠）

消防職員の採用につきましては、退職についてですが、今年度末で退職は6名です。その人員の関係もございしますが、消防職員につきましては訓練、教育期間等の期間も考慮して、前年度に採用する状況となっております。令和2年度末の退職人員につきましては1名の予定で、令和2年度、採用の職員については4名ということになっております。

以上でございます。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

町長、最後に、消防力の基準を大きな災害が予想されておりますので、人員の基準を引き上げるように定期的に見ながら、増員アップをしていただきたいと思います。再度、確認させてください。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

定数も決まっていますので、できるだけ、その定数に近づくように努力していきたいと思っております。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はありませんか。

8番、小林英世君。

○ 8 番（小林英世）

清水のアドバイザーが入るという、ランドスケープデザインの事業ですけれども、今年度、700万円ぐらいの予算を計上されていますが、2人、アドバイザーで来てもらうということになっていると思うんですが、次年度から、その方々はどうされるんか、ちょっと予定がわかっているらばお答えください。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

次年度からはまだ考えておりません。

○議長（殿井 堯）

8番、小林英世君。

○ 8 番（小林英世）

それで、この方々はことしデザインするわけですよね。実際の事業は多分、並行してするんか令和5年度ぐらいまで事業を、こんな事業をしたいということで計画が上がっておりますけれども、それに対する予算措置というのは、今後、必要になってくると考えておるのでしょうか。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

この事業を進めている中で、予算も必要になってくることも起きてくるかもわからないとは考えております。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

2番、増谷憲君。

○ 2 番（増谷 憲）

2番、増谷。

議案第6号、令和2年度一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。まず、第1に、国の施策が多く反映している点があります。例えば、自治体の財政運営にとっても厳しいもので、消費税なんかを見ましても、町が発注する工事など、概算で見ましても、一般会計だけでも4億円を超える消費税負担となっております。2つ目に、新規でマイナンバーカードを取得した場合、プレミアム率25%のマイナポイントをつけてまで、交付率を上げようとしている点であります。所得や資産、税や社

会保障給付などの個人データを国が一括し、把握できるための社会保障給付費の削減に使われるのが目的であります。しかも本人の同意なしに広がる可能性があります。3つ目に、町内のすべての公立保育所の給食が民間委託になっている点であります。4つ目に、保育士で見ますと、正規保育士の給料と会計年度任用保育士の報酬に占める比率が81.2%にもなっております。そして、保育士の不足や保育室が足りないために、いわゆる育休退園も生まれてきています。子育て支援の立場から、もう当町においては子育て支援を最大限応援するという意味でも、保育所希望者が全員入所できる体制を、この際とるべきだと考えます。

次に、消防力の人員基準であります。94人に対して、条例定数は71人ですが、これでも条例定数の充足率は75.5%であります。現在、68名の体制となりますが、6人が退職し、4人採用という見込みですが、これでも充足率は70%を切ってしまいます。しかも、令和2年度は消防学校へ入校するため、しばらく61人体制となると思いますが、防災時また緊急搬送が多くなっていく中で、人員を早期にふやすべきだと考えます。

次に、機関委任事務の関係であります。年々ふえてきているような状況があると考えます。職員の業務が多くなり、一方で正規職員を減らしてきている中で、公務労働を会計年度任用職員で対応する状況にあります。地方交付税の一本算定替の減額率もダウンしてきている中で、災害対応の観点からも、一定の正規職員を確保すべきであります。

次に、特定健診の受診勧奨を進めながら、体制的に健診数をふやせる状況にはありません。人間ドックや脳ドックの両方を受診できなくなっております。早期発見、早期治療の観点からも、県とも協議しながら、受診できる体制を強化していただきたいと思っております。

次に、地域経済の活性化の観点から、需用費の消耗品費や修繕料、また備品購入費をさらに地元発注率を意識的に高めるべきであります。

次に、東南海・南海地震の今後30年以内の発生確率が極めて高くなってきている中で、木造住宅の耐震化がなかなか進まないのであります。予算でも数件しか見込んでいませんし、耐震化率を引き上げるための耐震化工事の補助額をもっと引き上げるべきだと考えます。

次に、生活扶助基準の引き下げにより、さまざまな福祉制度など、受けられる基準が引き下がり、負担増や対象から外れる場合が出てきています。

次に、平成23年度から毎年、住民基本台帳で14歳から18歳の若者の閲覧から、ペーパーで自衛隊和歌山地方本部に名簿を渡している点があります。

次に、巨大風力発電や太陽光発電計画がどんどん参入してくる中で、経産大臣も条例での規制を指摘しているように、規制条例をつくるべきであります。しかし、今、指摘させていただいた点のほかにも、一方で町民の要望を酌み上げた施策や道路予算

などもたくさん組んでおられますが、以上の理由により反対討論とさせていただきます。

○議長（殿井 堯）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第3 議案第7号……………

○議長（殿井 堯）

日程第3、議案第7号、令和2年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

議案第7号について質疑をさせていただきます。

まず、1点目として、国保被保険者で所得100万円以下と、所得なしの方の人数をお聞きしたいと思います。また、滞納者数と分割納入者数、資格証発行や短期証発行についての人数はいかがでしょうか。

○議長（殿井 堯）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

国保被保険者で所得100万円以下の方なんですけど、これすべて世帯数で言わせていただきます。令和2年2月1日現在で2,066、所得なしの方、世帯は953、また滞納者数については452、分割納入者数については125、資格証発行34、短期証発行は52となっております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、国保税の収納率の問題であります。収納率が低いことや、国保制度における町独自の、例えば高校卒業まで医療費助成に対して、国が科しているペナルティーの試算額、もしくは決算額でわかればお示しいただきたいと思えます。

○議長（殿井 堯）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

本町は国保税の収納率は低いということではなく、平均より高いということで、県の2号繰入分等で、プラス1,230万円いただいています。

また、こども医療、高校卒業までのこども医療について、平成30年度の数値ですけども、ペナルティー分については180万4,399円です。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、健康増進や健康寿命の観点から、特定健診、ドック健診を充実させるべきではありませんか。いかがでしょうか。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

特定健診、人間ドックともに、予算額を超えての受診を希望される方は現在のところなく、なお一層、未受診者への受診勧奨を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

特定健診なんかは各市町村が充実させようと思えば、体制的に難しい点があるというのを前からお聞きしておりますので、そういう点も県に要望しながら対応を求めておきたいと思えます。

次に、平成30年1月作成の国保運営方針で、保健事業費にかかる費用に一般会計からの法定額繰り入れについては、解消、削減すべき対象だと言えませんかと書いているわけですが、財源措置ができるというふうに、こういう観点から思いますので、保健事業にはそういう点からの充実も求めておきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

前回のとおりに、現在、ドック等の健診に関する予算を充足していますので、継続していき、和歌山県下での保険料の一元化運営がされた時点では、基金等の活用をし、継続していくことを現時点では考えております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、保険者努力支援制度が実施されますが、当町の場合どのようなのかお聞きしたいと思います。また、市町村指標については示されているのでしょうか。示されていればお聞きしたいと思います。

○議長（殿井 堯）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

保険者努力支援制度については、保険者給付費等交付金、特別交付金のほうで交付されております。令和2年度につきまして、1人当たり1,943円、総額で1,530万7,000円交付されております。県内では8位となっております。

また、市町村の指標について示されております。ちょっと読み上げさせてもらいます。特定健康診査、特定保健指導の受診率、メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少率、特定健診以外の健診実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取り組みの実施状況、糖尿病等の重症者予防の取り組みの実施状況、広く加入者に対して行う予防、健康づくりの取り組みの実施状況、加入者の適正受診、適正服薬を促す取り組みの実施状況、後発医薬品の使用促進に関する取り組みの実施状況、また収納率向上に関する取り組みの実施状況、医療費等の分析、給付の適正化等、地域包括ケアの推進、第三者求償、適正かつ健全な事業運営の実施状況、以上の項目が挙げられています。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

また、改めてお聞きしたいと思います。次に、現在、国保の収納率が市町村によって差があるのは明らかであるんですが、国保の統一化で収納率の低いところの不足分を当町みたいな高いところで、いわゆる平準化してしまうということで、高い収納率の市町村は大変苦勞するというふうになると思うんですけども、そういう点では問題だとお考えになりませんか。担当課、いかがですか。

○議長（殿井 堯）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

議員、おっしゃるとおり、努力したところで、高い納付金を払うというのはおかしいと考えております。今後も統一までには若干時間があります。担当者等が集まる作業部会等で意見を申していきたいと思えます。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

ぜひ、お願いいたします。

次に、コロナウイルスの関係なんですけども、新型コロナウイルス感染症での医療費の支払いで、国保でかかるというか、そういう状況があるのでしょうか。確認したいのですが。

○議長（殿井 堯）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

今のところ、入院費用等、公費負担になっています。また、3月の初めになったんですけども、PCR検査については保険適用ということで、保険の適用をされています。その中で自己負担については、県が医療機関に委託しているというような形で、補助金を出すので、PCR検査については、患者さんというのか、受けた方については無料で行けるということを知っています。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

コロナウイルスの関係で、感染拡大を防ぐために厚労省が帰国者や接触者外来の受診時における扱いについて、やむを得ない理由による届出等の遅延を認めるなど、柔軟な運営を県に求めています。国保法第77条の規定で特別な理由があれば、町の判断により国保税の徴収猶予などができると聞いておりますが、こういう点で確認させていただきたいのと、そうであれば周知徹底と、困窮者にはこういう対応を求めるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（殿井 堯）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

新型コロナウイルス感染症の納税者が侵された場合である国保税法、また税についても地方税法で徴収の猶予等を行っていいということになっています。国、県からも実施の方向で文書が来ております。また、チラシ等もひな形が出ていますので、今後、できるだけ対応していきたいと思えます。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

最後の質疑ということで、県は医療費総額というのを令和2年度をピークに下がるという試算をされておりますが、当町での場合はその辺のピークは同じようになるのかどうか、見通しについてはいかがでしょうか。

○議長（殿井 堯）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

医療費総額ということで、全体的に被保険者数が減少しております。その分でピークが令和2年であるということをお県が試算していると思います。

当町におきましても、若干ずれるとは思うんですけども、2022年には団塊世代が75歳に入っていく年になります。それによって被保険者数が顕著に減っていくと思われまますので、被保険者数の減少により、総医療費が若干落ちていくと考えております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

1番、堀江眞智子君。

○1番（堀江眞智子）

令和2年度国保特別会計予算に反対の立場で討論をさせていただきます。

国保制度は加入者同士が支え合う相互扶助制度ではありません。加入者全員の医療を社会が保障していく、社会保障制度であると国保法第1条でも明記をされています。しかし、協会けんぽのように、事業主負担がなく、また子どもからも税をとる計算となっています。そして、国庫負担を大きく減らしてから国保税が特に高くなっています。

第1に、もともと当町は国保税が高かったこともあり、所得割が10.85%と変わりませんが、資産割を8.8%下げたのが大きく、均等割を1,000円、平等割200円上げて、全体としては下がる世帯が多くても、高い水準の維持となっています。資産割のない世帯では高くなるばかりです。

第2に国保の所得100万円以下の世帯が2,130世帯、全体の46.3%、7

割から2割軽減を受けている世帯は2,422の52.7%、人数で言うと約50%が軽減を受けている被保険者となります。負担能力以上の納税を強いられています。ですから、資格証明発行が34世帯、短期証明書発行が52世帯、分納誓約世帯が125世帯あります。

第3に、高額療養費は住民税非課税の70歳以上の負担上限額を引き上げました。外来で月2,000円、入院では1万3,200円の負担になっています。

第4に、国保の広域化で決められた標準保険料額を払うことになりました。

第5に、国保税は応益割と応能割の比率が50対50に設定されています。そのために限度額を引き上げると、その負担は結局、加入者全員に及ぶこととなります。

第6に、余剰金が出ても、被保険者に戻さず、基金などへ積み立てるのは問題だと感じています。

第7に、国庫支出金を減らしたことが国保会計を苦しくさせた大きな原因です。全国知事会は1兆円の国費を投入して、世帯割、人数割を廃止して、負担を軽くするように求めています。そういう立場から声を上げていくべきでないでしょうか。

以上の理由により反対討論とさせていただきます。

○議長（殿井 堯）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第4 議案第8号……………

○議長（殿井 堯）

日程第4、議案第8号、令和2年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第8号について質疑をさせていただきます。

まず1点目は被保険者の方の所得ゼロの方の人数、そして被保険者全体に占める割合についてお聞きしたいと思います。

○議長（殿井 堯）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

令和2年2月1日時点、所得ゼロの人数につきまして3,696人、全体に占める割合は76.3%です。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、均等割8割軽減、7.75割軽減、5割軽減、2割軽減の各人数と、被保険者全体に占める比率をお聞かせください。

○議長（殿井 堯）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

これも令和2年2月1日現在ですけれども、8割軽減、1,545人、7.75割軽減、1,180人、5割軽減、434人、2割軽減、354人。全体に占める比率ですけれども、72.5%の方が軽減ということになります。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、賦課限度額についてであります。今回62万円から64万円に上がりましたが、対象になる方の人数はいかがでしょうか。

○議長（殿井 堯）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

これはちょっと数値的1月1日現在ということをお願いします。27人になります。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

75歳になって、後期高齢者医療に移る方や、障害者で65歳になり後期の被保険者になる方の被扶養者ですが、5割軽減が令和2年度限りとなりました。この方の対象人数と、その1人当たり影響額はいかがでしょうか。

○議長（殿井 堯）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

令和2年2月末現在で対象人員19名です。

また、影響額につきましては、2点、ゼロに、軽減なしになる方については2万5,200円の増、2割になる方については1万5,100円の増ということになります。以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

今回の引き上げで全体として、保険料の改正で負担増になる被保険者数をどのように見ておられますか。

○議長（殿井 堯）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

今回は令和2年、令和3年ということで、保険料率、がらっと変わりました。影響、全員が増額ということ、2月1日現在では4,847人、全員ということになります。以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

全員が負担増っていいことですね。

次に、保険料の滞納者数についてお聞きします。

○議長（殿井 堯）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

滞納繰越分についてはゼロです。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、重複・頻回受診者訪問についてであります。当町の場合、保健師で訪問しているというふうに思うんですが、対象人数を何人で回っているか、課題についてはどのように認識されておりますか。お聞きしたいと思います。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

こちらの事業は和歌山県後期高齢者広域連合から受託し、事業の実施を行います。平成25年度に受託をしたことがあります。医療請求のデータからの抽出された方

を訪問し、事情をお伺いすると、実際、受診が必要な方が多く、指導に至らないケースがあります。現在は、事業の受託は受けておりません。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

これも本当に大変な状況だと思います。

次に、健診とドック健診の見込み件数についてお聞きしたいと思います。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

後期高齢者の健康健診については、広域連合で行うため、町では把握しておりません。

人間ドックについては、ことしの予算で100名を見込んでおります。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

最後の質疑ですが、広域連合広域化計画の見直しで、保険と介護の一体化計画を令和6年度までに盛り込むとなっておりますが、当町についても作成される予定なのか、確認させてください。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

令和元年10月に厚生労働省から高齢者の特性を踏まえた保健事業のガイドラインが示されました。高齢者が抱える健康問題に対応するため、今までは保健事業と介護予防、医療保険と介護保険制度のおのおので実施されてきました。人生100年時代を見据え、一体に実施することが求められるようになりました。当町においても令和6年までに実施できるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷。

議案第8号について、反対の立場から討論を行います。

もともと国は医療費の削減を目的に、75歳という年齢で差別する医療制度を設けたのが問題であります。ですから保険料の所得割や均等割額を2年に1回変える仕組みにしています。県後期高齢者医療広域連合2月議会では、保険税を引き上げました。これは2年間の分ではありますが、毎回の引き上げとなります。

今回、当町の場合、被保険者全員が保険料が上がるということになってしまいます。1人当たり4,740円も引き上がりました。均等割が4,492円上がり、均等割特例軽減の8割軽減がなくなり、8.5割軽減が7.75割軽減になり、低所得者の保険料の引き上げが重くなります。8割から7割軽減になる人数は1,488人、8.5割から7.75割軽減になる人は1,145人で、特例軽減の対象者が減っても、この2つで被保険者数の54%を占めることになってしまいます。さらに75歳単身世帯で、年金収入が80万円の方が世帯主の子どもと同一世帯になってしまいますと、介護保険のように保険料が10割前後にも引き上がってしまいます。所得ゼロの被保険者が3,696人、実に75%を占めてしまいます。所得ゼロの人が7割軽減になると、保険料が65%も上がるという問題も出てまいります。また、所得ゼロの方が8割軽減で、少し所得のある方が8.5割軽減を受けられるからという矛盾したことも生まれてまいります。

よって、以上の理由により反対といたします。

○議長（殿井 堯）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第5 議案第9号……………

○議長（殿井 堯）

日程第5、議案第9号、令和2年度有田川町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第9号について質疑をさせていただきます。

まず1点目は、段階別介護保険料の滞納者数について説明を求めます。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

段階別介護保険料の滞納者数ですが、階層別に第1段階が25人、2段階が1人、3段階が2人、4段階が6人、5段階が3人、6段階が7人、7段階が3人、8段階が1人、9段階がゼロで、合計48人となっております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、1割負担の世帯に設けられていました、年間負担上限44万円の対象人数と、次年度以降は廃止になるとお聞きしておりますが、そうなるのでしょうか。説明を求めます。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

44万円以上の方の対象者数は現在9名です。

次年度以降は制度上は令和2年7月サービス分が対象となっており、それ以降は対象外となります。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、施設等に入所する低所得者の補足給付であります。住民税非課税世帯で本人年収が120万円を超える場合の自己負担額を2万2,000円ふえることになってしまいうんですが、対象人数はいかがでしょうか。

また、補足給付の対象となる資産要件も単身者で1,000万円から年収に応じて650万円から500万円に引き下げとなっておりますが、対象人数はいかがでしょうか。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

階層別に行きますと、第1階層が11人、第2階層が281人、第3階層が195人、合計で487人となっております。

資産要件の引き下げについては、今のところ、国からそういう話は聞いておりません。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

これ、近々、資産要件の引き下げは出てくると思いますので、注視してください。

次に、介護労働者の離職率の問題であります。勤続1年未満が全国平均4割、3年未満が約6割というふうになっておりますが、当町においてもこういう実態といますか、状況をつかんでおられたら報告ください。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

直接の数値はつかないんですけども、定期的な施設長の会議をやっているんですけども、離職は結構あるという話は伺っております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

最後の質疑ですが、介護保険料の徴収についてであります。厚労省は特別な理由がある場合、介護保険法第142条の規定により、町の判断で徴収を猶予できるようになっておりますが、これも新型コロナウイルス感染症の関係であるんですが、この点を踏まえて対応されるようになっているのかどうか、確認したいと思います。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

保険料の執行猶予等については、また国からの通知があり次第、検討はやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

1 番、堀江眞智子君。

○1 番（堀江眞智子）

令和 2 年度介護保険事業特別会計予算、反対の立場から討論をさせていただきます。

令和 2 年度は今期、3 年間最後の年度となり、あわせて次期保健事業計画を策定する年度となります。公的介護や医療保険を土台から崩す、医療介護総合法によって、介護にかかる予算を削減するために実施されてきた年度でもあります。

まず 5 1 1 人の要支援 1、要支援 2 の方の訪問介護や通所介護事業を介護保険から外して、新総合事業に振り分け、単なる家事援助のように変えています。また、介護保険料が基準額で 5 0 0 円引き上がっていますから、この 3 年間の収支の動向を見ますと、大幅な黒字になる可能性があると考えます。介護保険料を滞納すると、サービスは受けられませんが、滞納者は 4 8 人あります。滞納者のうち、8 1. 3 %が所得 1 0 0 万円以下で、段階別では第 1 段階に入る人が 5 2. 1 %になっています。さらに限度額を超えても、サービスを受けざるを得ない人が 5 人、障害者で障害者サービスを受けていた人が 6 5 歳になり、介護保険制度に変わった方が 8 人もいます。そして、1 割負担の世帯に設けられていた年間負担上限額 4 4 万円が廃止されますので、負担増になります。

合計所得が 1 6 0 万円以上の方を対象に、自己負担を 1 割から 2 割に引き上げましたが、後期高齢者医療の現役並み所得が年間 3 6 0 万円以上であることと比べても厳しい線引きです。介護の充実を求め、施設をふやしたり、職員の給与を引き上げると、介護保険料にはね上がるシステムを変えなければなりません。介護の必要性ではなく、幾ら払えるかでサービス内容を決めざるを得ない悲しい状況です。

介護保険制度は家族介護から社会で支える介護をスローガンで出発しました。けれども、今や負担増やサービスの取り上げ、認定率の抑制、在宅へ切りかえてボランティアに支えてもらう進め方では、制度自体がもたなくなってくることを申し上げまして、反対討論といたします。

○議長（殿井 堯）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第6 議案第10号……………

○議長（殿井 堯）

日程第6、議案第10号、令和2年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第7 議案第11号……………

○議長（殿井 堯）

日程第7、議案第11号、令和2年度有田川町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第8 議案第12号……………

○議長（殿井 堯）

日程第8、議案第12号、令和2年度有田川町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

議案第12号について質疑をさせていただきます。

まず、現在の加入戸数と供用開始の戸数、収支から見て、供用開始戸数を何戸に設定されているのか、説明を求めます。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

現在の加入戸数は3,344戸、供用開始戸数が2,068戸でございます。収支からの戸数設定はしておりません。下水道処理計画区域の計画処理人口を1万2,200人としております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

農集排との統合を計画されていると思うんですが、この時期をいつごろと見ているんでしょうか。お示してください。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

現時点で詳細な年度についてはお答えできませんが、事業計画変更の認可後、おおむね5年で統合していきたいと考えております。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

これまでの建設事業費と地方債発行についてお示してください。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

建設事業費につきましては、195億2,725万5,000円となっております。

地方債の残額につきましては、88億3,658万1,000円となっております。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、早期接続奨励金のこれまでの支出額、トータルでお願いいたします。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

本年度の支出額は440万円でございます。例年、多分、500万円程度で12年ほど経過しておりますので、6,000万円程度と考えております。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

また、決算額、後日だしておいていただけますか。

最後の質疑ですけれども、東南海、南海地震に対して、管路を含めて、耐震化もしくは地震が起こっても維持できるかどうかということで心配しておりますが、この点いかがでしょうか。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

下水道の施設につきましては、設計指針により適切に設計できていると考えております。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第12号について、反対の立場から討論を行います。

まず第1に、現在、景気が悪い中で事業を進めるほど莫大な先行投資となってしまうし、つなぎ込みもなかなか進まないのが現状ではないでしょうか。

第2に、早くつなぎ込んでもらうために、早期接続奨励金で進めておりますが、な

かなか大きく進んでいないのが現状であります。これは指定地域の全戸数を分母にしていませんから、つなぎ込率が高くなりますけれども、収支は今後合わなくなってくるのではないかと。農業集落排水事業では5つの地域の中で十数年たっている現在においても、90%台が最高となっております。しかし公共下水道では80%台の接続率では経営が成り立ちません。

第3に、公共下水道会計の地方債残高ですが、予算書の年度末予想では、94億1,280万円となり、一般会計予算の52%を占め、公共下水道予算額の4.6倍となっております。赤字が続くと使用料収入では維持できなくなり、使用料の引き上げや一般会計からの繰り入れをしなくてはならないことになってしまうのではないのでしょうか。そうなりますと、住民負担等も考えられます。

第4に、今後予想される東南海、南海地震が発生すれば、施設がもつかどうか私にはわかりません。この点も含めて、以上の理由により反対討論といたします。

○議長（殿井 堯）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第9 議案第13号……………

○議長（殿井 堯）

日程第9、議案第13号、令和2年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第10 議案第14号……………

○議長（殿井 堯）

日程第10、議案第14号、令和2年度有田川町簡易排水事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第11 議案第15号……………

○議長（殿井 堯）

日程第11、議案第15号、令和2年度有田川町浄化槽事業特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第12 議案第16号……………

○議長（殿井 堯）

日程第12、議案第16号、令和2年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第13 議案第17号……………

○議長（殿井 堯）

日程第13、議案第17号、令和2年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第14 議案第18号……………

○議長（殿井 堯）

日程第14、議案第18号、令和2年度有田川町栗生財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第15 議案第19号……………

○議長（殿井 堯）

日程第15、議案第19号、令和2年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第16 議案第20号……………

○議長（殿井 堯）

日程第16、議案第20号、令和2年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第17 議案第21号……………

○議長（殿井 堯）

日程第17、議案第21号、令和2年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第18 議案第22号……………

○議長（殿井 堯）

日程第18、議案第22号、令和2年度有田川町水道事業会計予算を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。11時より再開いたします。

~~~~~

休憩 10時44分

再開 11時00分

~~~~~

○議長（殿井 堯）

再開いたします。

それでは、ここで、長年、町の発展のために御尽力いただきました職員の皆様が3月31日をもって退職されます。総務政策部長より、退職される皆さんの役職及び氏名の紹介の申し出がありましたので、許可します。

総務政策部長、中裕準君。

（退職者 入場）

○総務政策部長（中裕 準）

ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本年3月31日付をもって退職す

る管理職の方々を御紹介させていただきます。

消防長の栗栖誠さんです。

清水消防署長の三田正和さんです。

消防本部通信指令課長の坂井信之さんです。

下水道課長の有本信さんです。

こども教育課長の東公道さんです。

金屋第2保育所長の北畑美矢子さんです。

以上6名の方々です。

○議長（殿井 堯）

退職者を代表して、消防長の栗栖誠君から挨拶の申し出がありましたので、これを許可します。

栗栖誠君。

○消防長（栗栖 誠）

ただいま、議長のお許しをいただきましたので、僭越ではございますが、退職者を代表いたしまして、御挨拶をさせていただきます。

本日は私たちのために、議場における貴重なお時間をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、ここにおります私たち6名のほか9名、総勢15名がこの3月末日をもって有田川町を退職いたします。私たちはそれぞれの思いを胸に奉職して以来、長い間、大過なく務めさせていただけたのも、議員皆様方の心温まる御指導、御鞭撻のおかげと深く感謝しております。また、中山町長を初めとする、町執行部の皆様方の御指導、御協力に支えられてのことと深く感謝しております。

退職後は、皆、いち町民となり、それぞれの道を歩むこととなりますが、どこかで有田川町の発展に支援できればと思っておりますので、変わらぬ御厚情、おつき合いのほどよろしくお願い申し上げます。

結びに、議員の皆様方並びに町執行部の皆様方の御健勝、御多幸、御活躍を祈念申し上げますとともに、有田川町の平穏と、今後ますますの発展に御尽力を賜りますことを切に願ひまして、甚だ簡単ではございますが、退職に当たってのお礼の言葉とさせていただきます。

長い間本当にありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（殿井 堯）

退職される皆様方に申し上げます。長年にわたり、役場職員として職務に精励され、その間、町の発展に献身的に取り組み、多大な御尽力をいただきました。これまでの御苦勞と御功績に対しまして深く敬意と感謝の意を申し上げる次第であります。本当にありがとうございました。どうか健康にはくれぐれも留意されまして、今後とも

有田川町の発展のために御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。本当に長らく御苦労さまでございました。ありがとうございました。

〔拍手〕

(退職者 退場)

……………日程第19 議案第23号……………

○議長（殿井 堯）

日程第19、議案第23号、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、堀江眞智子君。

○1番（堀江眞智子）

質問をさせていただきます3点ありますので、よろしく願いいたします。

1つ目には有田川町の年齢調整後の医療費水準や、所得水準に応じた公平な負担のあり方はどのように考えられたのですか。

2つ目は、令和9年度には県が提示している標準保険料率にするのでしょうか。

3番目に、資産割を段階的に減額していくことで、均等割を段階的に引き上げるといことになるのでしょうか。

○議長（殿井 堯）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

1つ目の、有田川町の年齢調整後の医療費の水準や所得水準に応じた公平な負担のあり方についてなんですけれども、県からの調査をもとに対する納付金の額の決定につきまして、医療費の適正化機能が積極的に発揮されるように、市町村ごとの医療費水準、年齢構成の差異を調整し、3カ年の平均値を用いているものを反映することとしています。それと、また負担能力に応じた負担ということで、所得割と標準税率で決められた負担割合で公平に賦課されているものと考えております。

2点目なんですけれども、令和9年度に県が提示している標準保険税率になるのかということなんですけれども、県の運営方針ということで、平成30年度に策定されたものにつきまして、令和9年度までの期間で資産割を廃止し、3方式に統一するということを目指しています。それで、議員がおっしゃる標準保険税率というのは、これは各市町村の状況に応じた、各市町村ごとの標準税率ってということで、今、毎年、各町村へ税率、違うものを県のほうが提示しています。それを参考にして町が納付金を割り出しているところがございます。令和9年度には統一されるということは、今のところ、もう資産割を廃止し、3方式で行っていくってことしか示されておられませんので、今後、いろいろな勉強会、担当者の集まり等で決定していくものと考えます。

3点目の資産割を段階的に減額していく、これはもう町のことなんですけども、今、言いましたように、令和9年度を目標に資産割を廃止するというので、県の方針が決まっております。それで、今後なんですけども、それを均等割に段階的に上げていくということ、均等割を段階的に上げていくということではなしに、県からの納付金の額や、その年度の所得等の状況を、また資産割廃止に向けての、税率の激変を緩和していくために、何回かに分けて、また応能、応益の割合、医療費分、支援分、また介護分などの額を総合的に判断して、改正を何回かに分けてお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

1番、堀江眞智子君。

○1番（堀江眞智子）

それでは、納付額が決められて下りてくるということですけども、それに満たない場合は基金とか剰余金を使うということで理解していいんですか。

○議長（殿井 堯）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

その年、その年によって納付金は変わってきます。また、納付金の決定については、過去二、三年の平均値等をとって行われますので、基金で積んでいる部分を取り崩すということもあり、剰余金、繰越金を充当するということも考えられます。

以上です。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

1番、堀江眞智子君。

○1番（堀江眞智子）

有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をさせていただきます。

国保税が協会けんぽなどの被用者保険と比べて、著しく高くなる大きな要因になっているのは、国保にしかない均等割、平等割、これは世帯割という保険料の算定です。被用者保険の保険料は収入に保険料率を掛けて計算するだけで、家族の人数が保険料に影響することはありません。

ところが、国保税は所得に保険料率を掛ける所得割、固定資産税の額に応じて掛け

る資産割のほかに、世帯員の数に応じてかかる均等割、各世帯に定額でかかる平等割を合算して算定されます。このうち、資産割、平等割は自治体の判断で導入しないことも可能ですが、均等割は法律で必ず徴収することが義務づけられています。均等割は家族が1人ふえるごとに国保料の負担額が上がっていきます。低所得者には一定の減額があるものの、子どもの数が多いほど国保料は引き上がる均等割には、まるで人頭税、子育て支援に逆行しているという批判の声があり、全国知事会などの地方団体からも均等割見直しの要求が出されています。人間の頭数に応じて課税する人頭税は古代につくられた税制で、人類史で最も原始的で過酷な税とされています。それが21世紀の公的医療制度にも残っているわけです。この時代錯誤の仕組みこそ、国保料を低所得者や家族が多い世帯に重い負担にしている最大の要因であります。

これを廃止して、逆進的な負担をなくして、所得に応じた保険税にしていくことが求められています。国民健康保険の財政運営の仕組みが変更されることに伴い、一部の市町村において被保険者保険料負担が上昇する可能性があるために、平成28年度保険料と平成29年度保険料額の試算結果を比較し、激変緩和を実施し、被保険者の保険料の負担が急激に増加することを回避するとしていますが、今でも国保料が高くて困っている世帯があります。激変緩和というならば、今よりも保険料を下げるのが求められているのではないのでしょうか。

全国で均等割、平等割として徴収されている保険料額はおよそ1兆円です。国費を1兆円投入すれば、均等割、平等割をなくすことができます。多くの自治体では協会けんぽ並みの保険料にすることができます。国保料の引き上げありきではなく、住民の皆さんの生活の負担を減らすことを優先的に行い、その上で保険料の見直しをするべきではないのでしょうか。以上のことから、有田川町国民健康保険料条例の一部を改正する条例には反対いたします。

○議長（殿井 堯）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第20 議案第24号……………

○議長（殿井 堯）

日程第20、議案第24号、有田川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第21 議案第25号……………

○議長（殿井 堯）

日程第21、議案第25号、有田川町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第22 議案第26号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 2 2、議案第 2 6 号、有田川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 2 3 議案第 2 7 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 2 3、議案第 2 7 号、有田川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 2 4 議案第 2 8 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第24、議案第28号、有田川町営きび住宅条例の一部を改正する条例の制定
についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第25 議案第29号……………

○議長（殿井 堯）

日程第25、議案第29号、有田川町立学校に関する条例の一部を改正する条例の
制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第26 議案第30号……………

○議長（殿井 堯）

日程第26、議案第30号、有田川町へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第27 議案第31号……………

○議長（殿井 堯）

日程第27、議案第31号、有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第28 議案第32号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 28、議案第 32 号、有田川町地域交流センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 29 議案第 33 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 29、議案第 33 号、有田川町水道事業及び簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 30 議案第 34 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第30、議案第34号、有田川町辺地総合整備計画の策定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第31 議案第35号……………

○議長（殿井 堯）

日程第31、議案第35号、有田川町道路線の変更についてを議題とします。

本案は産業建設住民常任委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設住民常任委員会委員長、谷畑進君。

○産業建設住民常任委員会委員長（谷畑 進）

議長の許可をいただきましたので、産業建設住民常任委員会から報告申し上げます。

去る3月3日、議会初日、当委員会に付託された議案第35号の有田川町道路線の変更に関する議案について、産業建設住民常任委員会における審査の経過、並びに結果を御報告申し上げます。

委員会は3月5日、委員会室において開催し、建設環境部長及び建設課長から付託案件について、概要の説明を受け、現地にて状況の調査を行い、慎重に審査いたしました。議案第35号について、本路線は中原地内において、町道の一部である橋梁を老朽化に伴い撤去するものであり、付近に代替となる林道の橋梁が存在すること、また地元の了承を得ているため、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、よろしく御審議の上、決定くださいますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（殿井 堯）

以上で委員長報告は終わりました。

続きまして、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第32 議案第36号……………

○議長（殿井 堯）

日程第32、議案第36号、有田川町立金屋図書館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第33 議案第37号……………

○議長（殿井 堯）

日程第33、議案第37号、財産の無償貸付についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第34 諮問第1号……………

○議長（殿井 堯）

日程第34、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。本件は適任との意見を答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任との意見を答申することに決定しました。

……………日程第35 諮問第2号……………

○議長（殿井 堯）

日程第35、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。本件は適任との意見を答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任との意見を答申することに決定しました。

……………日程第36 諮問第3号……………

○議長（殿井 堯）

日程第36、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。本件は適任との意見を答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任との意見を答申することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

休憩中、議会運営委員会及び全員協議会を開きます。

~~~~~

休憩 11時29分

再開 13時35分

~~~~~

○議長（殿井 堯）

再開いたします。

ただいま、教育長の楠木茂君より欠席の申し出がありましたので、報告をします。

ここで副議長と交代いたします。

〔副議長と交代〕

○副議長（小林英世）

暫時休憩いたします。このままお待ちください。

~~~~~

休憩 13時36分

再開 13時36分

~~~~~

○副議長（小林英世）

再開します。

本日、議長、殿井堯君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小林英世）

異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

……………追加日程第1 議長辞職の件……………

○副議長（小林英世）

追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、殿井堯君の退場を求めます。

（殿井 堯君 退場）

○副議長（小林英世）

議会事務局長より、辞職願の朗読をさせます。

○議会事務局長（一ツ田友也）

このたび議会の申し合わせにより、議長の辞職を申し出ます。令和2年3月24日。有田川町議会副議長、小林英世様。有田川町議会議長、殿井堯。

以上です。

○副議長（小林英世）

お諮りします。

殿井堯君の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小林英世）

異議なしと認めます。

したがって、殿井堯君の議長の辞職を許可することに決定しました。

殿井堯君の入場を許可します。

（殿井 堯君 入場）

○副議長（小林英世）

ただいま議長の辞職が許可されましたので、通知いたします。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2、選挙第1号として選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小林英世）

異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2、選挙第1号として、選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 13時39分

再開 13時39分

~~~~~

○副議長（小林英世）

再開します。

……………追加日程第2 選挙第1号……………

○副議長（小林英世）

追加日程第2、選挙第1号、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小林英世）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、私、副議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小林英世）

異議なしと認めます。

したがって、私、副議長が指名することに決定しました。

議長に森谷信哉君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した、森谷信哉君を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小林英世）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました森谷信哉君が議長に当選されました。

ただいま当選されました森谷信哉君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

当選された森谷信哉君の発言を求めます。森谷信哉君、御登壇、お願いします。

○議長（森谷信哉）

皆様、こんにちは。

今回、皆様方に御推挙いただきまして、13番議員、森谷信哉、議長として浅学微細ではありますが、この苦しい立場の中の町政をひとつでも前へ向いて進めていきますように、先輩の議員さん、また同僚の議員の皆様とともに、一生懸命取り組んでいきたいと思っております。どうか、すみませんけれども、助けてもらえますよう、どうかよろしく願いいたします。

これもちまして御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔拍手〕

○副議長（小林英世）

議長、議長席におつき願います。

〔議長、議長席に着く〕

○議長（森谷信哉）

暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

~~~~~

休憩 13時42分

再開 13時43分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

副議長、小林英世君から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

……………追加日程第3 副議長辞職の件……………

○議長（森谷信哉）

追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、小林英世君の退場を求めます。

（小林英世君 退場）

○議長（森谷信哉）

議会事務局長より、辞職願の朗読をさせます。

○議会事務局長（一ツ田友也）

それでは朗読させていただきます。

このたび議会の申し合わせにより、副議長の辞職を申し出ます。令和2年3月24日。有田川町議会議長、森谷信哉様。有田川町議会副議長、小林英世。

以上です。

○議長（森谷信哉）

お諮りします。

小林英世君の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、小林英世君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

小林英世君の入場を許可します。

（小林英世君 入場）

○議長（森谷信哉）

ただいま副議長の辞職が許可されましたので、通知いたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 13時44分

再開 13時44分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4、選挙第2号として選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4、選挙第2号として、選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 13時45分

再開 13時45分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

……………追加日程第4 選挙第2号……………

○議長（森谷信哉）

追加日程第4、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、私、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、私、議長が指名することに決定しました。

副議長に片畑進之君を指名したいと思います。

お諮りします。

ただいま指名しました、片畑進之君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました片畑進之君が副議長に当選されました。

ただいま当選されました片畑進之君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

当選された片畑進之君の発言を求めます。片畑進之君、登壇、お願いします。

○副議長（片畑進之）

ただいま推選いただきました片畑進之でございます。

2年間、先輩諸氏の議員さん、同僚議員さんに支えられてやっところまで議員を務めさせていただきました。これから、また、森谷議長と、ともども、一生懸命、誠心誠意、町政に努めたいと思います。よろしくお願いします。

〔拍手〕

○議長（森谷信哉）

しばらく休憩いたします。休憩中に全員協議会を開きますので、よろしくお願

たします。

~~~~~

休憩 13時47分

再開 14時59分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

……………日程第37 常任委員の選任……………

○議長（森谷信哉）

日程第37、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長において指名したいと思います。

総務文教福祉常任委員に堀江真智子君、星田仁志君、片畑進之君、林宣男君、佐々木裕哲君、岡省吾君、新家弘君、亀井次男君、以上8名であります。

次に、産業建設住民常任委員に増谷憲君、椿原竜二君、中島詳裕君、谷畑進君、小林英世君、殿井堯君、森谷信哉君、湊正剛君、以上8名であります。

次に、広報広聴常任委員に増谷憲君、椿原竜二君、中島詳裕君、星田仁志君、小林英世君、岡省吾君、以上6名であります。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、常任委員はただいま指名したとおり、選任することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。そのままお待ちください。

~~~~~

休憩 15時00分

再開 15時02分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

お諮りします。お手元に配付しました追加議事日程のとおり、議事を追加したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、議事を追加することに決定いたしました。

副議長と交代いたします。

〔副議長と交代〕

……………追加日程第5 下水道事業対策特別委員の辞任の件……………

○副議長（片畑進之）

追加日程第5、下水道事業対策特別委員の辞任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、森谷信哉君の退場を求めます。

（森谷信哉君 退場）

○副議長（片畑進之）

森谷信哉君から一身上の都合により、下水道事業対策特別委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

森谷信哉君からの下水道事業対策特別委員の辞任の申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（片畑進之）

異議なしと認めます。

したがって、森谷信哉君の下水道事業対策特別委員の辞任を許可することに決定しました。

森谷信哉君の入場を許可します。

（森谷信哉君 入場）

○副議長（片畑進之）

議長と交代します。

〔議長と交代〕

……………追加日程第6 議会広報編集特別委員の辞任の件……………

○議長（森谷信哉）

追加日程第6、議会広報編集特別委員の辞任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、増谷憲君、椿原竜二君、中島詳裕君、星田仁志君、片畑進之君、小林英世君、岡省吾君の退場を求めます。

（増谷憲君、椿原竜二君、中島詳裕君、星田仁志君、片畑進之君、小林英世君、岡省吾君 退場）

○議長（森谷信哉）

増谷憲君、椿原竜二君、中島詳裕君、星田仁志君、片畑進之君、小林英世君、岡省吾君から議会広報編集特別委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり、議会広報編集特別委員の辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、増谷憲君、椿原竜二君、中島詳裕君、星田仁志君、片畑進之君、小林英世君、岡省吾君の議会広報編集特別委員の辞任を許可することに決定しました。

増谷憲君、椿原竜二君、中島詳裕君、星田仁志君、片畑進之君、小林英世君、岡省吾君の入場を許可します。

（増谷憲君、椿原竜二君、中島詳裕君、星田仁志君、片畑進之君、小林英世君、岡省吾君
入場）

……………追加日程第7 下水道事業対策特別委員会の定数の変更について……………

○議長（森谷信哉）

追加日程第7、下水道事業対策特別委員会の定数の変更についてを議題とします。

地域住民の生活向上を図り、本事業を推進する上から調査を行うため、既に設置されております下水道事業対策特別委員会の定数を9名から8名に変更したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

では、下水道事業対策特別委員会の定数を8名に変更することに決定いたしました。

……………日程第38 議会運営委員の選任……………

○議長（森谷信哉）

日程第38、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長により指名したいと思います。

議会運営委員に堀江眞智子君、増谷憲君、椿原竜二君、谷畑進君、殿井堯君、岡省吾君、以上6名を指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員はただいま指名しましたとおり、選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。そのままお待ちください。

~~~~~

休憩 15時09分

再開 15時09分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

議長より報告いたします。

各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会から正副委員長について互選された結果の報告を受けていますので、御報告いたします。

総務文教福祉常任委員長に岡省吾君、副委員長に星田仁志君、産業建設住民常任委員長に谷畑進君、副委員長に中島詳裕君、広報広聴常任委員長に増谷憲君、副委員長に小林英世君、議会運営委員長に殿井堯君、副委員長に椿原竜二君、下水道事業対策特別委員長に湊正剛君、副委員長に林宣男君、国道対策特別委員長に新家弘君、副委員長に亀井次男君、議会活性化調査特別委員長に佐々木裕哲君、副委員長に堀江眞智子君。以上の方々がそれぞれの委員長、副委員長に決定いたしました。

暫時休憩します。そのままお待ちください。

~~~~~

休憩 15時10分

再開 15時12分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

お諮りします。

お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、議事を追加したいと思いますが、それに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

お手元に配付しました追加議事日程のとおり、議事を追加することに決定いたしました。

……………追加日程第8 選挙第3号……………

○議長（森谷信哉）

追加日程第8、選挙第3号、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。定数は1人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長において

指名推選したいと思い。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に私、森谷信哉を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました私、森谷信哉を和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました私、森谷信哉が和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

議会規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

~~~~~

休憩 15時13分

再開 15時14分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

……………日程第39 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（森谷信哉）

日程第39、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。閉会中、よろしくお願いいたします。

……………日程第40 常任委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（森谷信哉）

日程第40、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました、常任委員会の閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。閉会中、よろしくお願いいたします。

……………日程第41 特別委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（森谷信哉）

日程第41、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各特別委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました特別委員会の閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。よろしくお願いいたします。

……………日程第42 議長への委任について……………

○議長（森谷信哉）

日程第42、議長への委任についてお諮りします。

本定例会におけるすべての議決事件等について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。
会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年第1回有田川町議会定例会を閉会します。

~~~~~

閉会 15時18分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

前有田川町議会議長 殿 井 堯

有田川町議会議長 森 谷 信 哉

前有田川町議会副議長 小 林 英 世

有田川町議会副議長 片 畑 進 之

3 番 議 員 椿 原 竜 二

14 番 議 員 新 家 弘